

重要事項説明書

医療法人中川会飛鳥病院訪問看護ステーション

ハートフルあすか高取

〒635-0141 奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地

TEL 0744-52-3888

FAX 0744-52-3758

あなた又はあなたの家族等が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第5条の規定に基づき、指定訪問看護サービスの実施に係る契約の締結に際し、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを実施する事業者について

名 称	医療法人中川会
代 表 者	理事長 中 川 晴 智
所 在 地	奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地
連 絡 先 等	電 話 0 7 4 4 - 5 2 - 3 8 8 8 (飛鳥病院代表) F A X 番 号 0 7 4 4 - 5 2 - 3 7 5 8
法 人 設 立 年 月 日	平成4年3月18日

2 指定訪問看護サービスを実施する事業所等について

(1) 事業所の所在地等

名 称	医療法人中川会飛鳥病院訪問看護ステーション ハートフルあすか高取
ステーション コード	
所 在 地	奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地
連 絡 先 等	電 話 0 7 4 4 - 5 2 - 3 8 8 8 (飛鳥病院代表) F A X 番 号 0 7 4 4 - 5 2 - 3 7 5 8
相談担当者	管理者 入江 江梨
通常実施地域	高市郡高取町及び明日香村 橿原市 大和高田市 御所市 桜井市 吉野郡大淀町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人中川会飛鳥病院が設置する訪問看護ステーション「ハートフルあすか高取」は、地域の要支援状態等にある在宅療養者に対し、その主治医の指示に基づき、適正な訪問看護を提供することにより、当該在宅療養者の心身の機能回復及び生活の質の向上を図り、並びに療養生活を支援することを目的とします。
運営の方針	1 利用者が可能な限り自立し、安心して日常生活を営むことができるよう支援します。 2 指定訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、並びに日常生活における健康管理及び活動の維持及び回復を図るとともに、在宅医療を推進し、及び快適な在宅療養ができるよう努めます。 3 地域の市町村、地域包括支援センター及び保健所並びに近隣の保健、医療又は福祉サービスを提供する事業所等並びに主治医と密接に連携することにより、総合的なサービスの提供に努めます。 4 利用者の個人情報の保護、利用者に対する虐待及びハラスメントの防止、身体拘束等の禁止その他人権の擁護のため、職員に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(3) 事業所の開所日及び開所時間

開所日	月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
開所時間	午前8時40分から午後5時まで

(4) 事業所が指定訪問看護サービスを実施する営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
営業時間	午前9時から午後4時30分まで

(5) 管理者

管理者	入江 江梨
-----	-------

(6) 事業所の職員体制

職員の職	職務内容	人数
	1 事業所を健全かつ安定的に運営すること。 2 利用者に対し、良質な訪問看護を提供し、及び訪問看護の利用の申込みに係る調整を行うこと。 3 職員が効果的、効率的及び安全に訪問看護を実践できる環境を整備すること。	常勤 1人

管 理 者	<p>4 関係機関及び主治医との連携が円滑に行える環境を整備すること。</p> <p>5 訪問看護指示書に基づいた訪問看護が確実に適正に行われるよう、主治医と密接かつ適切に連携を図ること。</p> <p>6 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、看護職員(准看護師を除く。)に対する指導及び管理を行うこと。</p> <p>7 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。</p> <p>8 ステーションの設備及び物品の衛生的な管理を行うこと。</p> <p>9 管理者として、飛鳥病院における上司の命を受け、職員の管理監督を行い、指定訪問看護サービスの実施を総括すること。</p>	
看護職員 (准看護師を除く。)	<p>1 主治医から文書による指示を受けるとともに、訪問看護計画書を作成すること。</p> <p>2 作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族等に説明すること。</p> <p>3 訪問看護報告書を作成すること。</p>	常勤・非常勤各1人
看護職員 (准看護師を含む。)	<p>1 適正な訪問看護を提供すること。</p> <p>2 その他指定訪問看護サービスに関連すること。</p>	非常勤1人以上

3 指定訪問看護サービスの内容等について

(1) 指定訪問看護サービスの内容

区 分	内 容
訪問看護計画書の作成	主治医の指示及び訪問看護指示書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
指定訪問看護サービスの実施	<p>訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護サービスを実施します。</p> <p>【具体的な主な内容】</p> <p>1 病状、障害、全身状態等の観察に関すること。</p> <p>2 清拭、洗髪その他身体の清潔保持に関すること。</p> <p>3 食事、排泄その他日常生活の世話に関すること。</p> <p>4 精神疾患及び認知症の患者の看護に関すること。</p> <p>5 服薬及び通院の管理に関すること。</p> <p>6 療養生活への指導、相談及び助言に関すること。</p> <p>7 家族に対する療養上の指導、相談及び助言並びに家族の健康管理に関すること。</p> <p>8 その他主治医の指示による医療処置に関すること。</p>

(2) 訪問看護員の禁止行為

訪問看護員（指定訪問看護サービスを実施する看護職員等をいう。以下同じ。）は、

指定訪問看護サービスの実施にあたっては、次の行為は行いません。

- ア 利用者又はその家族等の金銭及び預貯金通帳、証書その他の書類などの預かり
- イ 利用者又はその家族等からの金銭、物品、飲食等の授受
- ウ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- エ 利用者の居宅での飲酒、飲食、喫煙、遊興等
- オ 利用者に対する虐待
- カ 利用者、その家族等その他関係する者に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメント及びその他のハラスメント
- キ 身体拘束その他利用者の行動を制限すること（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと認められる場合を除く。）
- ク その他利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他の迷惑行為

4 利用料について

(1) 基本利用料

医療保険各法の規定により算定される額を基本利用料とします。

(2) その他の利用料

医療保険各法の規定が適用されない利用料、キャンセル料、交通費、駐車料金、衛生材料費等をその他の利用料とします。

(3) 利用料の請求及び支払方法

利用料の請求	ア 基本利用料（利用者自己負担額）及びその他の利用料の額は、指定訪問看護サービスの実施ごとに算定し、当該実施の月ごとの合計額により請求します。 イ 上記アに係る請求書は、明細書を添えて実施月の翌月の20日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
利用料の支払方法	ア 指定訪問看護サービスの実施の都度お渡しするサービス実施記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア） 事業者指定口座への振り込み 南都銀行 神宮前支店 普通預金 口座番号 2253255 口座名義 医療法人中川会(イリョウホウジンナカガワカイ) （イ） 利用者指定口座からの自動振替 （ウ） 現金支払い イ お支払いの確認ができたときは、支払方法の如何によらず、領収書及び明細書を交付しますので、必ず保管されますようお願いいたします。 （※医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

(4) 契約の解除等

事業者が請求した利用料について、利用者が正当な理由がないにもかかわらず、その支払いが支払期日から2月以上遅延し、かつ、支払いの督促から14日以内に支払いがないときは、指定訪問看護サービスの実施の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

(5) その他

利用料の内訳については、「利用料説明書」のとおりです。

6 訪問看護師の変更について

利用者の事情により担当する訪問看護師の変更を希望されるときは、次のとおりです。

相談窓口 担当者	相談担当者氏名	管理者 入江 江梨
	連絡先電話番号	0744-52-3888 (飛鳥病院代表)
	ファックス番号	0744-52-3758
	受付日及び受付時間	年末年始を除く、月曜日から金曜日までの毎日 午前8時40分から午後5時まで

なお、担当する訪問看護師は、利用者の希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、希望に添えないときもあることを予めご了承ください。

7 指定訪問看護サービスの実施について

(1) 指定訪問看護サービスの実施に先立って、マイナンバーカード、健康保険証、資格確認書、限度額適用認定証、精神障害者医療費受給資格証、自立支援医療受給者証等を確認させていただきます。なお、被保険者の住所などに変更があったときは、速やかに当事業所にお知らせください。

(2) 利用者の主治医が作成する訪問看護指示書に基づき、主治医の指示並びに利用者の心身の状況及び利用者又はその家族等の意向を踏まえ、訪問看護計画書を作成します。
なお、この訪問看護計画書は、利用者又はその家族等にその内容を説明いたしますので、必ず確認してください。

(3) 指定訪問看護サービスは、訪問看護計画書に基づいて実施します。

なお、訪問看護計画書は、利用者の心身の状況や利用者又はその家族等の意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

- (4) 訪問看護員に対する指定訪問看護サービスの実施に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の実施にあたっては、利用者の心身の状況や利用者又はその家族等の意向に十分な配慮を行います。

8 人権擁護及び虐待防止について

事業者は、利用者及びその家族等の人権を擁護し、及び虐待を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

ア 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	飛鳥病院事務長 皆己（みなみ）
---------	-----------------

イ 成年後見制度の利用を支援します。

ウ 苦情処理体制を整備しています。

エ 訪問看護員に対し、人権擁護及び虐待防止に関する研修を実施しています。

オ 指定訪問看護サービスの実施中において、虐待行為又は虐待を疑わせる行為を発見したときは、速やかに公的機関に通報します。

9 秘密保持と個人情報保護について

秘密保持	<ol style="list-style-type: none">1 事業者は、利用者及びその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律並びにこれに基づき厚生労働省が策定したガイドライン及びガイダンスを遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。2 訪問看護員は、利用者及びその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律並びにこれに基づき厚生労働省が策定したガイドライン及びガイダンスを遵守するとともに、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則、医療法人中川会飛鳥病院就業規則、医療法人中川会飛鳥病院倫理規程及び医療法人中川会飛鳥病院個人情報保護規則に定めるところにより、適切な取り扱いに努めるものとします。3 事業者及び訪問看護員は、指定訪問看護サービスを実施するうえで知り得た利用者及びその家族等の秘密について、正当な理由なく第三者に漏らしません。指定訪問看護（医療保険）契約が終了した後においても同様です。4 事業者は、訪問看護員に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、訪問看護員である期間及び訪問看護員でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨について、訪問看護員との雇用契約締結時に誓約させています。
------	---

個人情報保護	<p>1 事業者は、利用者又はその家族等から事前に文書で同意を得ない限り、事業所等での会議等において、利用者の個人情報を用いません。</p> <p>2 事業者は、利用者の家族等から事前に文書で同意を得ない限り、事業所等での会議等において、利用者の家族等の個人情報を用いません。</p> <p>3 事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙媒体によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、及びその処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>4 事業者が管理する個人情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、当該開示の結果、個人情報の訂正、追加又は削除を利用者から求められたときは、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。なお、開示に際して複写費用などが必要なときは、その実費相当額について、利用者の負担となります。</p>
--------	--

10 緊急時の対応方法について

指定訪問看護サービスの実施中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他の処置等が必要なときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が事前に指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医療機関名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	※携帯電話：
家族連絡先	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	自宅等： 携帯電話：

11 事故発生時の対応方法について

(1) 利用者に対する指定訪問看護サービスの実施により事故が発生したときは、利用者

の家族及び行政機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

所 轄 警 察 署	橿原警察署 0744-23-0110
医事行政関係機関	奈良県中和保健所 0744-48-3030 奈良県地域医療連携課 0742-27-8654 奈良県疾病対策課 0742-27-8683
居住地市町村の 障害福祉担当部署	

- (2) 利用者に対する指定訪問看護サービスの実施により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 險 名	JAPH ネットワーク 医事賠償保険 I (精神病床)
賠償の概要	精神科医療、人格権侵害、身体・財物共通、初期対応・訴訟対応費用

12 身分証携行義務について

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握について

指定訪問看護サービスの実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 保健、医療又は福祉サービスの提供主体との連携について

(1) 関係市町村との連携内容

ア 指定訪問看護の提供前の受給資格の確認等

利用者から指定訪問看護の提供を求められたときは、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるとともに、認定審査未了者にあつては、申請手続きを円滑に行えるよう、関係市

町村との連絡調整のもとで支援します。

イ 訪問看護計画の作成等

利用者のニーズに応じた適切な指定訪問看護の提供が可能なようにプラン作成を行うとともに、医療保険対象以外の介護保険、福祉サービスを含めた訪問看護計画の策定が可能なよう、日常より市町村との情報交換を密にします。

ウ 利用者に関する通知

利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、遅滞なく市町村に通知します。

(ア) 正当な理由なしに指定訪問看護サービスの実施に関する指示に従わない等により、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合

(イ) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受けた、又は受けようとした場合

(2) 他の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携内容

ア 指定訪問看護サービス実施困難時の対応

通常の事業実施地域等を勘案し、利用者に対し自ら適切な指定訪問看護サービスを実施することが困難であると認めたときは、他の指定訪問看護事業者の紹介その他の必要な措置を講じます。

イ 指定訪問看護事業者等との連携

実施する指定訪問看護サービスが、サービス担当者会議での検討課題やサービス計画に基づき、適切に実施されているかどうかの状況について、継続的な把握と評価を実施するよう、サービス事業者との連絡調整を密に行います。

ウ 介護保険施設との連携

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望するときは、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

また、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から居宅における医療又は介護の支援の依頼があったときは、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅での生活における医療上又は介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行ったうえで、サービス計画を作成する等の援助を行います。

15 指定訪問看護のサービス実施記録について

- (1) 指定訪問看護サービスの実施ごとに、そのサービスの実施日、内容等についてサービス実施記録を作成し、その実施の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

- (2) 上記のサービス実施記録は、その実施の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対し、保存されるサービス実施記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等について

- (1) 訪問看護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 訪問看護の中止等について

次のいずれかに該当したときは、訪問看護を中止させていただく場合があります。

- ・各種の気象警報が発令されたときであって、管理者が訪問看護の提供を行うことが困難と判断したとき。
- ・地震、風水害等の災害が発生したときであって、管理者が訪問看護の提供を行うことが困難と判断したとき。
- ・感染症等により管理者が訪問看護の提供を行うことが困難と判断したとき。
- ・訪問看護員に対する各種のハラスメントの行為が確認されたときであって、管理者が訪問看護の提供を行うことが困難と判断したとき。
- ・交通障害が発生したときであって、管理者が訪問看護の提供を行うことが困難と判断したとき。
- ・その他、訪問看護員の欠員等により、管理者がやむを得ず訪問看護の提供を行うことが困難と判断したとき。

18 指定訪問看護サービスの実施内容の見積もりについて

この指定訪問看護サービスの実施内容の見積もりは、あなたの訪問看護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先： 0744-52-3888)

- (2) 実施予定の指定訪問看護サービスの内容と基本利用料の額

- (ア) 苦情又は相談があったときは、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- (イ) 苦情相談担当者は、訪問看護師が事実関係の確認を行い、把握した状況をスタッフとともに検討を行ったうえで対応を決定し、その対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。時間を要する内容についても、その旨を翌日までには連絡します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ハートフルあすか高取 担当者	所在地	奈良県高市郡高取町与楽 1160 番地
	電話番号	0744-52-3888 (飛鳥病院代表)
	受付時間	8:40 ~ 17:00
	休日	土曜日・日曜日・年末年始
【奈良県の窓口】 中和保健所保健予防課	所在地	奈良県橿原市常盤町 605 番地の 5
	電話番号	0744-48-3038
	受付時間	8:30 ~ 17:15
	休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
【奈良県の窓口】 奈良県地域医療連携課	所在地	奈良県登大路町 30
	電話番号	0742-27-8654
	受付時間	8:30 ~ 17:15
	休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険 団体連合会	所在地	奈良県橿原市大久保町 302 番 1
	電話番号	0744-29-8311
	受付時間	8:30 ~ 17:15
	休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始

20 重要事項説明について

上記内容について、利用者に説明を行いました。